

特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置について

1 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置の経緯

(1) 国の通知

平成28年3月31日に国から出された通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため事後的な検証について」において、重大事故発生時に自治体が行う検証の基本的な考え方、検証の進め方が示された。

【通知の主な内容】

- ① 重大事故が発生した際に、外部の委員からなる検証委員会が発生原因の分析や再発防止策の検討などの検証を行い、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を自治体に提出すること。
- ② 外部委員は、教育・保育施設等での重大事故の再発防止に知見のある有識者とすること。例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者等

(2) 市の対応（案）

- ① 国の通知では、事前に検証委員会を設置することまでは求めているが、必要な時に速やかに招集・開催できるよう、事故発生前から、当該検証委員会を設置する。
- ② 設置方法としては、当該検証委員会の役割や国が例示する委員構成をほぼ包含している子ども・子育て会議の部会とし事前に当該検証委員会を設置する。

2 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の概要

(1) 設置目的

特定教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、国の通知に基づき、事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討し、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を市に提出することを目的とする。

(2) 開催時期

本市内の特定教育・保育施設等で重大事故（利用者の死亡・意識不明に至る事故）が発生した場合に開催する。

(3) 委員構成（案）

氏名（敬称略）	役職名	備考
黒川 清	大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授	委員
里見 恵子	大阪府立大学 人間社会学部 人間社会システム科学研究科 准教授	委員
房岡 徹	守口市医師会の代表者	委員
	弁護士 ※	専門委員
	学識経験者（保育・幼児教育の現場に精通している者等）※	専門委員

※ 専門委員については、重大な事故が発生したときに速やかに委嘱することができるよう、あらかじめ人選をし、内諾を頂いておく。

[専門委員の必要性について]

専門委員ではなく、子ども・子育て会議の「親会議」の委員として選任した場合、重大事故が発生する前から常に「親会議」に出席する必要がある。

従って、重大事故が発生した場合にのみ、専門的な意見を頂くことができるよう専門委員を設置するもの。

【検証委員会の活動イメージ】

1 事前準備

- ・ 検証委員会を設置 → 委員長を選任
 - ※ 事故発生前から、委員会の「器」を作っておき、重大事故が生じた場合にも速やかに対応できるようにしておく。
- ・ 専門委員となる弁護士・学識経験者については、事前に内諾を得る。

2 事故発生後

- ・ 市長が速やかに専門委員を委嘱し、会長が部会に属する専門委員として指名する。



委員会（部会）として重大事故の検証を開始

3 事故検証の流れ

